

得ないと私は思いますけれども、総理がやらせて貰っているわけですね、私の諮問機関というのは。こういう会議の進め方というのは、ちょっと、アプローマルとは言いたくありませんけれども、通常の政治家の仕事を放棄しているんじゃないですか、与党は。大臣いかがですか。まず、これについてお伺いします。

○片山國務大臣 最終的には政府・与党が責任を持つんですけど、その前のいろいろな案は広く各界各層の意見を入れてと、こういうことなので、まだまだ初めの初めの段階ですよ。これからだんだん本番になつてまいりまして、最終的にはそれは政府・与党が一体として責任を持つて決めることでございまして、今各党においても特に自民党等与党ではいろいろな部会単位で議論が始まっていますので、そういうことを並行していただければいい結論になるのではないかろうかと。ひとつ民主党の方もよろしくお願ひたしたいと思います。

○安住委員 私は、これこそ上意下達でやらないと絶対だめだと思うんですね。それは、いろいろな人の意見を、それぞれの立場のことは紹介しますけれども、この話は、地方自治体というか行政のシステムをどう変えるかということですから、結局、政治の話なんですよ。そんな財界の人間が一言口を挟むような話でなくして、政治が決めればいいことで、それこそ解散総選挙の大変な争点になるような話ですよ。

ですから、いろいろな各界各層の話を聞くといふことは、要するに、今の政権や与党はそういう定見を持ち得ていないという証明でもあるんですね。自分たちはこうやるんだというのがなかつたら、進むわけがないじゃないですか。まして、大変失礼ですけれども、余り年老いた人をいじめたくありませんけれども、何か、財務大臣か何かといふ人は役所の腹話術の人形みたいですね。大臣、そう思いませんか、いかがですか。

○片山國務大臣 なかなか、財務大臣は腹話術の人物じゃないから困つておるんじゃないですか、

役所は。ときどき今も、あれはすり合わせて言つたんでしょうか、すり合わせずに言つたんでしょかという質問が記者会見等でございましたので、私は、よくわかりませんと、それは本人に聞いてもらわなきゃ。

しかし、大臣、政治家が全部役所の振りつけどおりに腹話術師のような人形になるんなら、もう政治家なんか要らないんですから、大臣も要らなインですか。私は、それは基本的なことは役所といいろいろ調整しますけれども、最終的な判断はできるだけ自分で、国会の議論を参考に、させていただくようしております。

○安住委員 私は、個人的には片山さんのことは大変信頼していますから、片山さんはいいんですけれども、最大の問題は、総理大臣が多分腹話術の人形になっているんじゃないかと思うんですね。どうしたいか、よくわからないわけですよ。

今からいろいろな話をしていくますが、まず事実関係から検証しますね。大体、この話を総務委員会でやるのは初めてですからね。おかしいでしょ。以下の最大の政治課題であるこの話を、ここは初めてですよ。それも、私実のこととを言ふと、これは法案と違う話をしているんですからね。私は、そういうやり方が多分政治の空洞化を招いていると思うんですよ。

塩川さんは

そのときに、この間のテレビか記者会見でも言つておりましたが、事務分配、権限移譲もやつて、それとあわせてやるべきではないかと、そういうことを言つたんですね。だからそれは、私は、もう権限移譲は地方分権一括推進法でとりあえずはやつてているので、それについて税財源の移譲がおくれているから地方が不満を持っていて、この際それをしっかりと仕切らないとだめだ、その次の権限移譲でさらに税源移譲をするのは賛成だけども、これからもう一度権限移譲をやって、それを待つてと言つてるとやらなければ、最終的にはそういう趣旨のことを竹中さんが言つて、そのと一緒になりますよと、こういうことを言つて、そんなことは言つてない、そんなことは全く言つていなんだ、竹中の言つていることはどうそつぱちだと。

○安住委員 そうとは思えないんですね、私は。

これは、総務大臣、現場に居合わせたわけですから、総理は言つたと竹中大臣は記者会見でいいけど総理は言つたと竹中大臣は記者会見でぱち発言から始まつたんですよ、四月一日、財政諮問会議ですか。税源移譲を突破口に各論でやつていけと総理は言つたと竹中大臣は記者会見で堂々と言つたわけですね。ところが、それに対しても、そんなことは言つてない、そんなことは全く言つていなんだ、竹中の言つていることはどうそつぱちだと。

これは、総務大臣、現場に居合わせたわけですね。自分たちはこうやるんだというのがなかつたら、進むわけがないじゃないですか。まして、大変失礼ですけれども、余り年老いた人をいじめたくありませんけれども、何か、財務大臣か何かといふ人は役所の腹話術の人形みたいですね。大臣、そう思いませんか、いかがですか。

○片山國務大臣 この三位一体の議論は、私が去年の五月に、いわゆる片山プランと言つていただけておりますが、それを提案してから始まつて、

るんです。ずっと始まつてます。

それで、ことしの六月というとすぐ六月ですけれども、六月中に三位一体の改革案をまとめよう、こういうことでございまして、そういう審議の中で、四月一日ですか、日にちは忘れましたけれども、いろいろな議論をした中で、総理が、税源移譲からやるというのもあるなど、こういうことを言われたんですよ。

私はと塩川さんが一致しているのは、国庫補助金の整理合理化から入る方が入りやすい。私は、税からやるというのもいいんだけど、これはなかなかいろいろな制約がありますよ、例えば政府の税調がある、与党の税調がある、自民党にも税調がある、そういうところのいろいろな議論もあるので、まともに税から入るよりは、国庫補助負担金から入りながら全体を一括してやるという方がいいんじゃないですか、しかし、総理が税源移譲から言うのは、それは一つの御意見ですよ、こう言つたんですね。

塩川さんはそのときに、この間のテレビか記者会見でも言つておりましたが、事務分配、権限移譲もやつて、それとあわせてやるべきではないかと、そういうことを言つたんですね。だからそれは、私は、もう権限移譲は地方分権一括推進法でとりあえずはやつてているので、それについて税財源の移譲がおくれているから地方が不満を持っていて、この際それをしっかりと仕切らないとだめだ、その次の権限移譲でさらに税源移譲をするのは賛成だけども、これからもう一度権限移譲をやって、それを待つてと言つてるとやらなければ、最終的にはそういう趣旨のことを竹中さんが言つて、そのと一緒になりますよと、こういうことを言つて、そのと一緒になりますよと、こういうことを言つて、そこにはどうするんだ、国債でまた埋めていくしかないという、これは財政当局からいつたら、そういう議論に絶対になるわけですね。

それは、今の財政難の中での税源を移譲して、ではなくて、今は三三くみ態勢だと逆に私は思うんです。やはり財務省から見れば、個々にはやりますけれども、税源の移譲なんてとんでもないですよ、政策のすべてにかかわりますものね。三位一体ではなくて、今は三三くみ態勢だと逆に私は思うんです。やはり財務省から見れば、個々にはやりますけれども、税源の移譲なんてとんでもないですよ、政策のすべてにかかわりますものね。三位一体では

相撲だと、こう言つたんですよ。

○安住委員 その次の日に財務大臣がわざわざ官邸まで行って発言の修正を求めている。一言で言つたら、交付税改革といいますけれども、交付税の一率削減というのは、地方自治体の財政事情に本当に直結しますものね。それはなかなかそう簡単ではない。ましてや補助金となりましたら、大変失礼ですけれども、自民党の政権そのものの命脈が尽きる可能性がある、役所の天引きもなくなる。言つてみれば、中央集権そのものを皆さ

んの思つてゐる政治を変えることになるから、これは簡単にできない。

つまり、三位一体じゃなくて、三すくみ状態で、決ができない状態なんでしょう。総務大臣、いかがですか。

○片山國務大臣 難しいからやるんですよ。難しからやるのが改革なんですね。

それで、今なるほど財務省は、こんなに財源がなくて赤字国債を三十五兆も六兆も出してと、こうしたことなんですが、国税で取つたものを補助金で一方で流しているんですよ、十二兆も三兆も。国税で取つておいて補助金で出しているんだから、この二重の手間をやめちゃつたらいいんですよ。国税のものを地方税に振りかえれば、地方へそのまま入るんだから、これは行革になるし、地方も自主性を担保できるし、我々はこういうことを言つてゐるんです。

それから、交付税は、御承知のように今十八兆配つておりますが、全く御承知だと思いますけれども、法定分は十兆なんですよ。残りはやりくりで八兆なんです。それでも足りなくて、交付税特会の借り入れができませんので、六兆円赤字地方債を出しているんですよ。これで交付税を削つたらどうなりますか、もう田舎の首長さん、皆ばたばたいっちやう、いや本当に。だから、そのところをしつかり土台を築かないと交付税の削減はなかなかできにくい、こう言つてゐるんです。

それは、国の補助金、負担金は、もうこれもよく御承知のように、いろいろあるので、全部をやめるなんて言つていらないんですよ。不要不急なり、状況が少し変わつたものについては削るべきだ、それからもう一つは、野党の御提案でもございますけれども、一括交付金方式に、できるだけ地方の自主性を尊重したようなやり方があるではないか、こういうことを言つております。あります。

○片山國務大臣 あれは、我々のグループの昼食会におくれて行きましたら、そういう話がずっと出ておつたんです。それで、いろいろやつて、おまえも何か言えといふのですから、この改革は地方のためにやるんです、地方にプラスにならぬような改革は、それはもう断固阻止します、ただ、国の補助金、負担金は、これはやるのは大変です、各省庁が恐らく反対でしようし、与党の各部会も反対されるでしようし、それにいろいろな関係団体も、それにおら下がつてと言つたのか、それと一緒になつてと言つた。そしたら橋本会長が、橋本元総理が、私は団体に頼まれて言つてゐるんじゃない、虎さん、そういう言い方は失礼じやないか、取り消してと、こう言うから、いや、だから橋本さんのことを言つてゐるわけじやない、それでは、そういう意味では取り消しますと、こ

○安住委員 私どもも、そういうのをやるために政党というのはあるわけで、ただ利益分配するのを、徒党を組んで分け前をもらうために政党というのはあるわけじやないんですよ。しかし、今どうでしようか。

私、片山大臣は大変すばらしい政治家だと思うんですね。四月の二十五日に御自身が所属の橋本派に行きまして、補助金改革は大変だ、各界団体に政治家ががんじがらめになつて頼まれているから、それを削ると言つただけでひどいものだ、この体质だととてもできないと言われて、橋本龍太郎さんが怒つたと書いてあるんですね、それを取り消せと。ここで、はい取り消しますと言うところが片山大臣のだめなところで、取り消さなければ、全く真実を言つてゐるんじやないかと私は思つてゐるんです。今もそれは本音でしよう。いかがですか。

○片山國務大臣 あれは、我々のグループの昼食会におくれて行きましたら、そういう話がずっと出ておつたんです。それで、いろいろやつて、おまえも何か言えといふのですから、この改革は立つのが一番いいんです、両方立つのが一番いい。そういうことの調整として職益代表議員、地域代表議員がおつても一つもおかしくない、こういふふうに私は思います。

そこを調整するために議員は選ばれているんですから、だから、それはそれぞれの議員さん、知識、経験、能力のある方がみんな出てきているんですから、個人として十分考えられていろいろなことをおやりになつておりますから、一概に今安住委員が言われる用心棒だとか言いなりだとか、そういうことは少なくとも私はないと。まあ私は地域の方すけれども、そういうふうに自分では努力しております。

○安住委員 いやいや、私が言つてゐるのは、この問題は、実は政治の体质の問題ということでは、補助金、自分の出身の役所を削つてくれと言つてゐる政治家がいますか、いなじやないですか。補助金守れ守れでしよう。その体质を抑え切

れなければ、総理もリーダーシップがなければあなたもリーダーシップがないということですよ。大臣をおやめになつたら多分参議院の大幹部になられるといううわざを私も聞いていますからね、片山さん。あなた、率先してそういうことを

特にあなたの所属してゐる参議院というのは、今や役所の出身者が国会議員になつて業界団体の守り神みたいになつてゐるじゃないですか。いわば、その集合体みたいに自民党がなつていてるといふことをわかつてないながらこういう発言をなさつていれば、私、大したものだと思いますけれども、これを直さなければ、いや、これを直すということは、なくなるということが地方分権といふことなんじやないかと、突き詰めていくと私はそう思ふんですよ。いかがですか。

○片山國務大臣 参議院がもともとできるときが、都道府県から選出される議員は地域代表、それからそれが職益代表といふのがあつてもいい、そういうことですから、私は、正当に地域や職益の代表として行動されるのは一つも構わないと思う。ただ、国益と個別の地域なり職益の利害がぶつかるときにはどういう対応をするかですね。両方立つのが一番いいんです、両方立つのが一番いい。そういうことの調整として職益代表議員、地域代表議員がおつても一つもおかしくない、こういふふうに私は思います。

その調整をやるために議員は選ばれているんですから、だから、それはそれぞれの議員さん、知識、経験、能力のある方がみんな出てきているんですから、個人として十分考えられていろいろなことをおやりになつておりますから、一概に今安住委員が言われる用心棒だとか言いなりだとか、そういうことは少なくとも私はないと。まあ私は地域の方すけれども、そういうふうに自分では努力しております。

○安住委員 いやいや、私が言つてゐるのは、この問題は、実は政治の体质の問題ということでは、補助金、自分の出身の役所を削つてくれと言つてゐる政治家がいますか、いなじやないですか。補助金守れ守れでしよう。その体质を抑え切

れなければ、総理もリーダーシップがなければあなたもリーダーシップがないということですよ。大臣をおやめになつたら多分参議院の大幹部になられるといううわざを私も聞いていますからね、片山さん。あなた、率先してそういうことを

どうですか。国土交通省の、建設省上りの国議員は何をやつてゐるんですか。道路財源の維持を言つてゐるんでしよう。こんなに世の中景気が悪くて、あなた、どこにも金が足りないとときに、何で道路予算だけ十兆円、毎年シェアが変わらな

いんですか。それがまさに大きな問題じゃないですか。大臣、いかがなんですか。口じゃないですよ、私は行動しろと言っているんですよ。

○片山國務大臣 道路特定財源は道路に使うという約束で負担をしていただいているわけでありましてから道路で使わざるを得ない、今の制度としては。ただ、道路の使う範囲を、いろいろな解釈を拡大して関連するものまで広げておられますし、地方には例の道路交付金という形で七千億出しておりますし、それは相当中身は改善してきておりまして、道路特定財源を本当に解決するには、特定財源という仕組みをどう考えていくかということが必要だらう、私はこう思つております。

御承知のように、重量税については、市町村道の補助金をやめるかわりに高速道路に直轄方式を入れるので、直轄方式の、四分の一、もつとですより、都道府県にそれを配分するということに重量税を直しましたよね、この前の改正で。そういうふうに徐々に改善はいたしておりますが、基本的には特定財源方式というものをどう考えていくか。それから、負担される方の納得が要るわけですよ、道路のために出しているわけですから、御承知のように。揮発油税を始めとして、軽油引取税もそうですね。だから、そのところの仕組みをどうするかという議論だらうと思つております。

○安住委員 国民は、やはり本能的に感じているところをやらないといけない時代だと思想であります。揮発油税を始めとして、軽油引取税もそうですね。だから、そのところの仕組みをどうするかという議論だらうと思つております。

○片山國務大臣 かつて、大変地方財政が厳しい時代がありました、また局部が各府県でばらばらで、ずうたいに比べてたくさん局や部を持つているところ等がございましたので、御承知のように、地方自治法の中に、人口規模に応じて局部を法定したんですね。それで、それを超える場合には、自治省でしょうか、大臣に協議してほしいと。許可じゃなくて協議だったんですね。

そこで、私は、まず税源の移譲と、交付税の問題についてちょっとだけ触れます。補助金の問題については、道路だけではありません。申しわけないですけれども、今度出てくるであろう地方独立行政法人の運用についても、もう文部省あたりで

さえも既得権を守らうと思って必死ですよ。小中学校なんて、本当はもう独立行政法人で思い切つてやつて、いい学校を民間の人人がつくつていつておられるくらいの時代なんですね。地方は、やらせてもらつて、いい学校を決めてもらうんですよ。それで、情報提供の意味もあるし、もし我々から見て、あいが悪いときには、場合によっては御意見を申し上げるということも基础的なデータにもさせていただこう、これからね、言つておきますけれども。

そこで、では、ちょっと税源の話に行く前に一つだけ言いますけれども、地方自治法の今度の改正ですよ、大臣。私、自分のメールに書いたんですけども、部局の数をどうするかぐらいは、やはり地方が決めればいいんですよ、本当に。今までそういうことを国が決めていたこと自体おかしな話で、今回ようやく改正になるわけです。

しかし、何で届け出が必要なんですか。届け出

も要らないんじゃないですか。つまり、私が思うには、総務省は、地方分権だ、地方自立だなんて言つて、口の乾かぬ先から届け出を義務づけているというのはどういうことですか。これ。もう自由にさせてあげればいいんですよ、部局の数ぐらゐ。それは、部局の数を規制するということは、沖縄から北海道まで届け出させるということ自体でも、私はやはり不信感があるのかなと。そういう小出しのやり方で、やはりそのスピード感のなさで、私は多分総務省もそういうことからいけたら失格だと思うんです。いかがですか。

○片山國務大臣 かつて、大変地方財政が厳しい時代がありました、また局部が各府県でばらばらで、ずうたいに比べてたくさん局や部を持つているところ等がございましたので、御承知のように、地方自治法の中に、人口規模に応じて局部を法定したんですね。それで、それを超える場合には、自治省でしょうか、大臣に協議してほしいと。許可じゃなくて協議だったんですね。

そこで、私は、まず税源の移譲と、交付税の問題についてちょっとだけ触れます。補助金の問題については、道路だけではありません。申しわけないですけれども、今度出てくるであろう地方独立行政法人の運用についても、もう文部省あたりで

あるのですから、届け出だけはしてほし。決めるのは、もう都道府県で決めてもらうんですよ。届け出だけはしてほし。それは、情報提供の意味もあるし、もし我々から見て、あいが悪いときには、場合によっては御意見を申し上げるということの基礎的なデータにもさせていただこう、こういうことでございます。

そういうことでございます。

○安住委員 そこが多分、民主党なんかと皆さん

の違うんですね。

私は、そんな部局の数どころか、もつと思いつたことをやらないといけない時代だと思いますよ。地方自治法の改正をもしやるんだつたら、大臣、鳥取の片山知事が、この間みずからホーミページか何かで、私は見ておもしろいなと思ったんですが、こう言つているんです。地方の民主主義のありようも自由に決めさせてくれと。

○片山國務大臣 私どもの方は、地方自治法を初めとする地方自治関連法では、銀行をやることは禁じております。あとは銀行法その他の手続に、関係の法令の手続に従えば可能です。だから、それだけのニーズがあつて、都議会が承認して、都議会の手続に従えば可能です。だから、それが支持があるんなら私は個人的にはおもしろいではないか、こういうことを記者会見で申し上げました。ただ、既存の金融機関、特に公的金融機関との役割分担だといろいろなことの調整はやつていただく必要があるんではないか、こういうふうに思つております。

○安住委員 それから、よその団体はまねちやいけません。

東京都ならこれだけの需要や必要性は私はあると

思ひますし、資金力もありますから、信用力も。

どこでもやり出すと、それは、究極は税金で補て

おります。

○片山國務大臣 これは、まさか、片山大臣たる者が

支持率が高くて人気のある石原都知事にこびついでいるわけじゃないでしょ、今の発言は。東京だけが別だ、皆さんの田舎ではさせない、そう聞こえますよ。

○安住委員 これは本当にいいんでしょうか。つまり、行政

はどこまでやるのかという議論をしたときに、そ

う簡単にそんなことが言えるんでしょか。一方

では、羽交い締めにして、地方で、はしの上げ下

今まで規制しているくせに、一方で、力のある自治体が何をやるにしたつて、どうぞ御自由にしてくださいと。国としての一貫性がないじゃないですか、もともと。強いところにこびているんでしょ。そういう体制、よくないです。

○片山國務大臣 私は、石原さんの銀行税は厳しく批判した一人ですよ。それから、この前の固定資産税、都市計画税の一課減免も厳しく批判した方ですよ。

今回、東京都にこれだけの需要があつて、都議会が支持し、都民が支持するんなら、あとは中身なんですね、中身。どういう都の銀行をおつくりになるのか。それは、私は、検討して、いいものをするんなら、地方団体がそういうことをやつちやいかぬということになつていないんですから、やはり、地域のためにどうしても必要で、みんながそれに賛成するなら、そういう余地があつてもいいと思いますけれども。

ただ、どこでもというのは、今言いましたように、信用力や資金力や、それから、あといろいろな関係がありますから、そういうところは慎重に御検討賜る。それでもやりたいというなら、それをとめるのはないんですね。

○安住委員 まさに今大きながを外せば、多分、

地方は、たゞ金くれ金くれと言つてゐるわけではないと私は思ふんですよ。塩川さんは、たゞ金くれといつて地方は行革やらないと言つてゐるんですよ。おっしゃるとおりですか。大臣、あなたもそういう認識なんですか。

○片山國務大臣 よくそういうことが経済財政諮問会議で、またおしかりを受けるかもしれませんのが、民間側の委員あるいは塩川さんとか話があるんですが、私は地方によると言つてゐるんです。地方では国より進んだ行革をやつているところ、いつぱいありますよ。ただし、割にその行革の努力が少ないとこも正直言つてあるんで、だから、それは、これから国と地方が一体となつてやはり行革の努力をしていく、こういうことでござります。

しかし、地方自治というのは、基本的には、自己決定、自己責任、そういうことで、東京都がこ

ういう選択をして都議会が認めるトス、それが結果

○安住委員 六月三日までに提出だつた修正案、

何か、きのうの結論は、ちょっと私は正確には聞

いていませんけれども、文言が決まらずに、また先送りされているようですね。

つまり、これは水口さんが言つてゐる話の方向で行くんでしょうかね。それとも、神野教授なん

かが言つてゐるよう、税源の移譲というのは、

要するに増税のプロセスの中でやつていく話で

あって、いわば先送りするんだと。こういう中身

に本当になつた場合、それを尊重しますか、され

ませんか。いかがですか。

○片山國務大臣 三位一体の改革というのは、去

年の二〇〇二の骨太方針で決めてゐるんですよ。

年末の閣議了解でも確認してゐるんですよ。そ

れで三位一体の中の一つだけやらずに二つだけや

ないですから。民間がやる話ですよ。だけれども、

そこまでやはり閉塞感があるからああいう発言を

しているんだろうなど私は思ふんですよ。

ではないと私は思ふんですよ。塩川さんは、たゞ金

くれといつて

地方は行革やらないと言つてゐるん

ですよ。おっしゃるとおりですか。大臣、あなたも

そういう認識なんですか。

○片山國務大臣 よくそういうことが経済財政諮

問会議で、またおしかりを受けるかもしれません

が、民間側の委員あるいは塩川さんとか話がある

んですが、私は地方によると言つてゐるんです。

地方では国より進んだ行革をやつているところ、

いつぱいありますよ。ただし、割にその行革

の努力が少ないとこも正直言つてあるんで、だ

から、それは、これから国と地方が一体となつて

やはり行革の努力をしていく、こういうことでござります。

しかし、地方自治というのは、基本的には、自

己決定、自己責任、そういうことで、東京都がこ

ういう選択をして都議会が認めるトス、その

結果

坂

にうまくいかなくとも、それは自己責任な

んですね。そういうことが地方自治の基本じゃな

いから、私はこう思つております。

○安住委員 いかがですか。

○片山國務大臣 今の諮問会議というのは、政令

で根拠があるんですね。そういう意味で、諮問機

関ですから、意見はできるだけ尊重せないけませ

ん。しかし、言うとおりになる必要はないんです

ですね。それじゃ諮問機関じゃなくなる。議会制民主

主義

というの

は、特に国は国会で物を決めるんで

す、国会が意思決定機関ですから。だから、そ

ういう意味では、諮問機関としていろいろな貴重な

御意見、御提言をいただいて、それを最終的に決

めるのは私たち政治の責任、国会だ、こう思つて

おります。

いろいろな意見があつてもいいんですよ。そ

れで、ために諮問機関があるんで、金太郎あめみ

みたいに

同じ意見を出すんなら、そんたくさんつくる必

要はないんです。いろいろなところがいろいろな

ことを言つて中で、どれをとるかが政治の責任では

ないか。ちょっと「幅つたい言い方でござります

が、そう思つております。

○安住委員 「幅つたく率直に言つていただきま

して本当に大した大臣だと思いますが、私が言ひ

たいのは、大体、私の諮問機関なんてやめれば

いいと思ってゐるんですよ。与党の責任で、自民党

の部会でかんかんがくがくやるんだつたら我々大

賛成ですね。大歓迎ですよ。ところが、自民党は、

もうずっとおとなしくしているわけです。まるで、

レストランに入りましていい料理を持つてこいと

ます。

○安住委員 さて、そこで、もう一方、今度は、

もとの水口さんという小委員長の案というのは、そういう意味では不適切だ、私はこう思つております。

これが最終的にどういう形でまとまるか知りませんが、しょせん一つの諮問機関ですから。最終的には政府・与党が決めるんですよ。

○安住委員 委員のやつてることとは徒労に終わるということになるんだと思います。しかし私は、

それが委嘱している人にも失礼な話であると思うんですよ。私的政治責任があるんじゃないですか。いかがですか。

○片山國務大臣 五兆か三兆ぐらいですか。

○安住委員 委員のやつてることとは徒労に終わるということになるんだと思います。しかし私は、

それが委嘱している人にも失礼な話であると思うんですよ。私的政治責任があるんじゃないですか。いかがですか。

○片山國務大臣 五兆か三兆つて、大きいですね。それは、私も五兆五千億の提案ですか

で根拠があるんですね。そういう意味で、諮問機関ですから、意見はできるだけ尊重せないけませ

ん。しかし、言うとおりになる必要はないんです

ね。それじゃ諮問機関じゃなくなる。議会制民主主義

というの

は、特に国は国会で物を決めるんで

す、国会が意思決定機関ですから。だから、そ

ういう意味では、諮問機関としていろいろな貴重な

御意見、御提言をいただいて、それを最終的に決

めるのは私たち政治の責任、国会だ、こう思つて

おります。

いろいろな意見があつてもいいんですよ。そ

れで、ために諮問機関があるんで、金太郎あめみ

みたいに

同じ意見を出すんなら、そんたくさんつくる必

要はないんです。いろいろなところがいろいろな

ことを言つて中で、どれをとるかが政治の責任では

ないか。ちょっと「幅つたい言い方でござります

が、そう思つております。

○安住委員 「幅つたく率直に言つていただきま

して本当に大した大臣だと思いますが、私が言ひ

たいのは、大体、私の諮問機関なんてやめれば

いいと思ってゐるんですよ。与党の責任で、自民党

の部会でかんかんがくがくやるんだつたら我々大

賛成ですね。大歓迎ですよ。ところが、自民党は、

もうずっとおとなしくしているわけです。まるで、

レストランに入りましていい料理を持つてこいと

ます。

○安住委員 さて、そこで、もう一方、今度は、

すね。我々が政権をとつたら、やはり食材から何

かで自分たちで決めると言つてゐるんですよ。そこ

が全然違うんですよ。

そこで、税源の移譲の話は、国税五税の法定率

をどうこうするという小さな次元の話でどうも終

わりそうな可能性も出でてきたなと思うんですね。

どうも非公式には、片山さんと塩川さんで話をし

て、酒の税率を少しはじつて、何かそんなことも

きょう出でましたね。それで五兆か三兆ぐらい

適当に捻出して地方にやつて終わりということです

か。いかがですか。

○片山國務大臣 いや、五兆か三兆つて、大きい

ですね。それは、私も五兆五千億の提案ですか

で、国税、地方税の移譲は。だから、財務大臣

が、日曜日ですか、何かで言われた、酒、たばこ、

揮発油と言われたようですが、まあこれは、これ

からの具体的の税目を出された、あるいは税源移譲

らね、国税、地方税の移譲は。だから、財務大臣

が、日曜日ですか、何かで言われた、酒、たばこ、

揮発油と言われたようですが、まあこれは、これ

からの具体的の税目を出された、あるいは税源移譲

で、言及したということは、私は一定の前進だと思

います、財務大臣として。私の方は、地域に偏在

性がなくて安定した税がいいということで、所得

税と消費税を言つています。塩川さんは、事務方

とすり合わせたかどうか知りませんが、酒やたば

こやあるいは揮発油税を言つておられる。

そういうことで、これから六月中にどういう方

向で調整していくか、こういうことになるんでは

ないかと思います。

○安住委員 地方共同税という話も頻繁に出てき

てますけれども、これについてはいかがですか。

○片山國務大臣 これは、中身がさっぱりわから

ないんですよ。こういう税は今までないんです、

地方に。何かよくわからぬので、しかも、あの手

続をちょっと見てみますと、わけわからぬですね、

あれ、言つちゃいけませんが。

そこで、私どもが聞いておりますのは、あの会

議の中でもいろいろな意見が出て、御提案者も説

明できずに、これはもう少し先送りというか、そ

れこそ検討ということになつたよううに聞いており

ます。

これは総務省に非常に関係がありますけれども、地方財政の体質の改善というのは、やらないとやはりますいんだと思うんですよ、そうは言つたつて。それこそ、そこをやらなければ、地方は本当に金くれ金くればかりですからね。

そこで、財務体質を見ますと、地財計画を見て、この二年度だけでも、百九兆が百九十九兆。これは借入残高ですよ。つまり、この不景気の中で構造改革なんかをやるのは本当に大変だと思うんですね。しかし、その中で、なかなか予算を削れない。削れないから、どうしたって税収不足分を穴埋めしていくから、こうやってどんどんどんどん借金が膨らんで悪い体質になっていくということになりますね。しかし、これに何とかメスを入れないと、ある意味では、やはりほかから批判されると思うんですね。

具体的に、どうなさるおつもりでございますか。
 ○片山国務大臣　まさに言われるとおりで、今まではやや護送船団方式なんですね。だから、小さいところでも、努力は少なくとも、最終的には交付税で補てんしているんです。税を一生懸命ふやす努力を仮にしないところがあつてもですよ。そこで、そういうことについて、これも諸問会議その他、今の地方財政の仕組みが、特に交付税制度が地方団体のモラルハザードを起こしていると、こういうことが言われているんですけども、私は、それは必ずしも正しくないと思つているんです。正しくないと思つておりますが、やはり効率化、簡素化の、そういう意味での行政改革を地方もしていく必要があるんじゃないかなうか、こういうふうに思つております。

百九十九兆で、約二百兆ですよね。国の方は五百兆ですけれどもね。それに比べたら少ないなんと言つてあれするつもりはもちろんありませんけれども、私は、今後とも、こういう三位一体の改革にあわせて、地方財政の効率化、簡素化の努力をしていく必要があると。そこは、委員の言われることは十分理解できると思います。

○安住委員 私は、こうなつてくると、人件費で

すらもう聖域ではないんだと思いますね。それに、本当に地域の特性に応じた、例えば給与とかといふ話になつてきますと、それは、沖縄と東京は同じである必要はないと思いますよ。それは、納稅者がちゃんと地方の政治に関与して決めればいいことであつて、国が心配しなくたって、私はもうやつていただける時代だと思います。今やこれをきちっとやることが、明治以来の本当に大改革につながると私は思うんですね。

それは、霞が関の解体につながつていくからこそ、そう簡単ではないというふうに思いますけれども、しかし、霞が関で総務省が音頭をとつてそれを一生懸命やらなかつたら、どこの役所がやるんですか。ねえ、大臣、そういうことじやないんですか。ところが、残念ながら、総理がどうも余り総務省の言うことを聞いていないなといふか、総務省のことを総理は嫌いなんじやないでしょうか。いかがですか。

○片山国務大臣　いや、そんなことはないと思つますが、時々冗談のように、かつての自治省は中央集権省だと言うから、それは自治省にもそういうところもありますよ、しかし、よその省よりはずつと地方自治に理解があつて頑張つていています。正しくないと思つておりますが、やはり判断をされ行動をされるかで國の方向が決まるわけでございますから、そういう意味では、ぜひ私もその一員として頑張ろうと思っておりますし、それがもつともとそういうことになれますけれども。

○遠藤委員長 次に、山名靖英君。
 ○山名委員 公明党の山名靖英でございます。
 私は、今回の地方自治法改正案の中身にできるだけ忠実に質問をしたい、こういうふうに思いました。

この、国から地方へというのは、官から民へとあわせて小県構造改革の柱ですから。官から民へ、国から地方へ。だから、そういう意味では、この三位一体改革をやつて地方の税財政基盤を強化して、自己決定、自己責任でいろいろやる、こういふことです。
 ○安住委員 地方自治法の改正案については、不満ですけれども、とりあえず賛成をすることだけ表明しまして、私の質問を終わります。

○遠藤委員長 次に、山名靖英君。

○山名委員 公明党の山名靖英でございます。
 私は、今回の地方自治法改正案の中身にできるだけ忠実に質問をしたい、こういうふうに思いました。

今回の地方自治法改正は、公の施設の管理について、民間委託業者を指定いたしまして、そこに三三位一体改革をやつて地方の税財政基盤を強化して、自己決定、自己責任でいろいろやる、こういふことをつくつていく、こういうことが私は正しいんではなかろうか、こういうふうに思つておられますけれども、私は、今後とも、このいわゆる公物管理法、こういった他の法律との関係性、これがまた一つの壁として存在をしているのではないか。
 したがつて、公物管理法というものが、せっかく公の施設の民間開放といいますか委託の門戸を広げようとしているのに、一方で、そういう壁が立ちはだかつて十分な民間管理代行ができないのではないか、こういう危惧もあるわけでありまして、今後とも、総務省は総務省として努力いたしたいと思います。

○安住委員 残念ながらもう時間ですが、私は全く当にしておりません。やはり自民党的政治体質の問題にどうしたつて行き着くんですね。それ

の辺についての総務省の御見解をまずお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、佐藤勉 委員長代理着席〕

○片山國務大臣 今回の改正は、幾つかの自治体から、ぜひ公の施設も、第三セクターまで広げているんですけども、そうではなくて、純粹民間といふのはおかしいんですが、民間にも広げてくれないか、こういうことで今回改正をさせていただいているのですけれども、そういうことで今回改正是あります。

そこで、公の施設のこういう管理委託の一般的なあり方を法律で書かせていただいたので、個別の施設については、個別法があればそれが優先するんですね。だから、例えば道路や河川や今お話をありました学校なんというのは、それぞれの法律がありましたが、物によつては、個別法を緩めて、ケースによっては管理委託をするということがあつてもいいんではなかろうか、こういうふうに思つておりますが、恐らく多いのは、公民館などか都市公園だとか、そういう文化施設やスポーツ施設が割に中心になるんではなかろうか、こういうふうに考えております。

○山名委員 個別法の持つ優先的な存在というものがやはり立ちはだかるわけでありまして、今おつしやつたようなものから始めるといふれば、その個別法についても何らかの形で改正を含めた検討はなされるべきであろうかと私も思うんであります。

○佐藤政府参考人 まず、先生、道路についてお

答え申し上げたいと思います。

道路管理について、包摵的に民間にゆだねる、こういう形にはなつておりますのは、結局のところは、道路の所有であるとかあるいは敷地の管理であるとか、国民や住民の共有の財産としてきちっとした管理が必要であるということではあります。

しかしながら、実態行為として、例えば道路をつくる段階で、調査、設計あるいは測量であるとか、さらに、新設、改築、修繕なんかの工事であるとか、あるいは道路の管理のパトロールみたいな問題であるとか清掃業務であるとか、民間に委託できるものはできるだけ民間に委託していきたいのが実態でございます。

さらに、道路の場合には、住民の皆様のいろいろなお声を伺いながら管理していく、こういう必要もあるものですから、道の相談室というようなことで、できるだけ多くの御意見をいただくよ

うな、そんな組みも今全国に張りめぐらせてい

るところではあります。

先生御指摘のように、そうした実態行為として、民間に委託できるものはできるだけ広げていこう

ということですから、道の相談室というようなことで、できるだけ多くの御意見をいただくよう

ります。

○鈴木政府参考人 河川管理における民間管理についてのお尋ねでございます。

河川につきましても、治水、利水、環境という観点から、管理については国民に幅広い影響を及ぼすものである、とりわけ治水という点について考えさせていただきますと、国民の生命財産にかかわるべきではないか。国土交通省のみならず、文部科学省の施設や厚生労働省の施設いろいろあるわけですが、道路、河川に限つて、きょうは、そういう将来への方向性について伺つておきたいと思います。

○佐藤政府参考人 まず、先生、道路についてお

の調査、設計、工事、その施工から維持、修繕に至るまで民間への業務の委託等を行つております。

し、さらに、特に地域の特色にあふれたきめ細かな水辺環境の保全、こういったことを進めるといふ観点からは、地域住民や市民団体による河川の清掃や草刈り等の維持管理活動、こういったことが大変大事でございまして、そういうことを積極的に支援してきているところでございます。

今後とも、民間による管理を通じて、効率的かつ国民の多様なニーズも踏まえた河川管理を推進してまいりたいと考えております。

○山名委員 現行の中で民間に任せられるものは業務としてかなり委託をしているということであります。それが、それで決して十分ではないと思いますし、やはり、一層の効率化、効果を考えたときに、それぞれの道路、河川等についても、今後民間に何がゆだねられるのか、さらには私は検討をお願いしたいと思います。

そこで、今回の法律改正は、特に指定管理者の指定手続等については、どこでも地方公共団体の自主性にゆだねる、条例で定めてそれはやってください、こういうことであります。

ただ、現実的には、自治体によりましては、指定の手続あるいは指定基準、こういったものについてはある程度のものを出させていただいた方がいいのではないか。さつき大臣も、これから時代は当然各地方自治体の自主決定、自己責任、こういうことが大事だとおっしゃいました。本当に、私どもとての一つ私どものとおりだと思います。しかし、今回、從来からの制度を大きく変更するに当たつて、現場での混乱なり、地方へ行けば、田舎へ行けば行くほど、それだけの検討をする能力といいますか人材もそんなに十分ではないわけでありますから、そういう面で、ある程度のガイドライン的な指針、こういったものも必要ではないかと私は基本的に思うんですね。

○若松副大臣 今委員の問題提起でございますけれども、今まででは、どちらかというと通達行政といふか、その結果、指示待ち症候群的なものがございました。それを、地方分権という大きな流れの中で、今委員がお話しされたような自主性、このバイスを含めた指針というものの、この必要性を勝手のいいような、法制度のあり方として考えたときに、もう一步踏み込んだそういう助言、アドバイスを含めた指針というものの、この必要性を私は感じておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 今委員の問題提起でございますけれども、今まででは、どちらかというと通達行政といふか、その結果、指示待ち症候群的なものがございました。それを、地方分権という大きな流れの中で、今委員がお話しされたような自主性、このバイスを含めた指針というものの、この必要性を勝手のいいような、法制度のあり方として考えたときに、もう一步踏み込んだそういう助言、アドバイスを含めた指針というものの、この必要性を私は感じておりますが、いかがでしょうか。

ただこう、これが大きな考え方でございます。

その考え方立ちまして、私どもとしての一つの期待でございますけれども、複数の候補から管

理に関する計画を提出させ、それを比較して、結果として、費用対効果を勘案して最も適切な管理をさせていただく、こういうことを期待していると

ころでありますけれども、今委員御指摘の点は、これは先ほど言いましたように、基本的には自主的な創意工夫、そういうことを期待しながらも、必要があればやはり総務省としても適切に助言は対応していきたいと考えております。

○山名委員 その点、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、管理運営のいわば民営化ということで

きをするのか。行政側の負担のあり方、あるいは事業計画等が適正なものであるかどうかというチエックの問題、あるいは施設の管理水平、どういったところまでの管理水平が最低必要なのか、そういう総合的な評価というものがあつて初めて初めて指定の業者というものは決定するわけであります。

ただ、そういう最低の基準というか指針といふか、こういったものをもう一歩明らかにしてあげた方が私は適切ではないかなというふうに思つております。何から何までガイドラインで抑えつけるという意味ではありませんが、もう少し使い方でございます。

○若松副大臣 今委員の問題提起でございますけれども、今まででは、どちらかというと通達行政といふか、その結果、指示待ち症候群的なものがございました。それを、地方分権という大きな流れの中で、今委員がお話しされたような自主性、このバイスを含めた指針というものの、この必要性を勝手のいいような、法制度のあり方として考えたときに、もう一步踏み込んだそういう助言、アドバイスを含めた指針というものの、この必要性を私は感じておりますが、いかがでしょうか。

ただこう、これが大きな考え方でございます。

その考え方立ちまして、私どもとしての一つの期待でございますけれども、複数の候補から管

理に関する計画を提出させ、それを比較して、結果として、費用対効果を勘案して最も適切な管理をさせていただく、こういうことを期待していると

ころでありますけれども、今委員御指摘の点は、これは先ほど言いましたように、基本的には自主的な創意工夫、そういうことを期待しながらも、必要があればやはり総務省としても適切に助言は対応していきたいと考えております。

○山名委員 その点、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、管理運営のいわば民営化ということで

例えば、具体的には、ダムや堤防等の河川工事入をしてもらうときの事業遂行能力というものの、これなどで評価を、どういった部分で一つの線引

声もあります。
いうのは利潤を追求するところでありますから、
当然、そういった意味からの逆のサービス偏向、
こういう事態が生じないかということを危惧する
声もあつて、このことが住民サービスの低下、
企業と

特に、参入した民間事業者がいわゆる破綻を起こした、こういう破綻の際に発生する負債、これはどうなるのか。破綻が、結局は施設の使用不可能に、施設が使用できない、こういう事態につながることも予想されますし、その場合の事業承継はどこが行うのか、また行政に戻ってしまうのか。いわば、民間事業者の失敗というのはだれが負担をするのかという問題であります。

その意味で、この指定管理者の経営状態等の把握、今回の法改正の中に、年に一度そういうたきちつとした報告を受けるんだというふうな規定もございますが、果たして年に一回ぐらいのチエツ

○若松副大臣 いわゆる民間事業者への業務の委託というのは、当然、リスクの新たな発生、こういった面がございます。ですから、今回の改正に当たってやはり大変注意を払ったのが、公の施設の管理を民間にゆだねた場合、その適切な管理が損なわれないように制度化を図ったところでござります。

その中身として、大きく四点ございまして、指定管理者者が行う管理の基準をあらかじめ条例で定める、二点目が、指定管理者の指定は期間を限定して行う、三点目が、毎年度終了後に地方公共団体への事業報告書の提出を義務づけている、四点目が、地方公共団体の指示に従わない場合その他管理の継続が不適当である場合に、その指定を取り消すことができる、こういったいわゆる安全弁を設けているところでございます。

また、地方公共団体の長につきましては、公の施設の管理の適正化のために、指定管理者に対しまして随時管理業務または経理状況に関する報告

外部監査人、個別外部監査人、こういった制度も現在は整つておりますが、出納その他の事務の執行で管理業務に関する監査が極めて向上していく、こういった事実もございます。

それでも万が一指定管理者者が指定期間中に事業破綻した、こういった場合には、当該民間事業者が負った負債を地方公共団体が当然に引き継ぐものでなければならぬわけであります。設置者である地方公共団体としては、住民による公の施設の利用に支障が生じないように、直ちにその指定を取り消して直接管理を行う、こういった必要な措置が講じられることは当然でございます。

そういうことでありますので、地方公共団体におきましては、そのような事態を未然に防ぐための今申し上げました年一回の事業報告書のチェック制を維持しながら、今言った公の施設の管理に支障が生じないようなこういった制度を設けているところでございまして、その制度運用を期待しているところでございます。

ところが、それは、ある面では、特定企業の独占的な指定といいますか、ここに結びつきやすい。そういう意味での、行政それから地方議会それから業者、こういった新たな癒着という部分でサービス低下が惹起されるという懸念。

逆に今度は、都市部になると思いますが、大手企業の競争が激し過ぎまして、地元地域で、例えば今シルバー人材センターなんかを活用した委託

業務がされておりますが、そのことによつて多くの人材が切つて捨てられる、新たな雇用不安などと
か解雇問題、こういったことにつながるんじゃな
いか、こういう懸念。
この二つをあわせて、ひとつその御見解について

てお伺いをしたい。
それから、もう一点、済みません、もう時間がありませんのでつけ加えまして、自治体にとっては、各施設ごとの個別条例、これが今あるわけでして、これが今回の法改正で、一つ一つ条例改正など大変な作業になるわけです。したがって、そういう意味では、私は、関係施設の条例一括改正、こういう手続ができるような、こういったことでも

あわせて考えていただいた方がいいんではないか。以上のことを質問させていただきたいと思います。

○若松副大臣 先ほどちょっと私の舌足らずの説明がございまして、ちょっとと明確にさせていただきたいたいのですが、万が一指定管理者が指定期間中に事業破綻した場合、その民間事業者が負った負債を地方公共団体が当然に引き継ぐものではない。ちよつと発音が悪かったので、これは明確にさせていただきたいんですが。

それで、お尋ねの、いわゆる指定管理者の指定でございますが、これは地方自治法上の契約には該当しないところ、つまり人の手の付えないことなり

請うしないためいわれぬる入札の対象とはなれません。しかしながら、この指定管理者による管理でございますが、あくまでも公の施設の設置の目的を効果的に達成するもの、そういうことでありますので、当然コスト高は避けなければいけないということですが、あわせて、自治体の、いわゆる地域の事情等も考慮して、やはり一番ベストな方法を当然選ぶべきだ、そういう考え方から、私どもとしては、あくまでもこの選定の手続は条

例で定めていただいて、しつかりと議会の議決も
いただいて、その手続を進めていただく、そのよ
うに理解しております。

そして、次に、その改正方法についてのお尋ねでござりますけれども、今委員の御指摘のとおり、公の施設の設置及び管理につきましては、まさに施設ごとに個別の条例により規定されているのが一般的であります。今回の改正法附則第二条によりまして、現在管理を委託している公の施設につきましては、法施行後三年以内に条例の改正を必要としている、こういったことでございまして、

その方法としても、自治体の判断によりまして、改正の必要な条例の一括改正を行うことも一般は可能である、このように私どもは解しております。す。
いずれにしても、この法の運用に当たりましては、必要があれば総務省としても適切な助言をしていきたいと考えております。

○佐藤(勉)委員長代理 ○黄川田委員 次に、黄川田徹です。
○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。
まずもつて、昨日の宮城県沖を震源としたしま
す地震に際して被害を受けられた方々には、心か
らお見舞い申し上げる次第であります。
さて、この地方自治法の改正の質疑に入る前に、
先ほど安住委員さんからもいろいろ質疑がありま
したけれども、私からも重ねて、目下議論が紛糾
しております三位一体改革について、私なりに質
問させていただきます。

問題していきたいと思っております。
政府は、地方への税源移譲、国庫補助負担金の見直し、そして交付税の見直しを三位一体といたしまして、六月末にこれをまとめるとしておるところであります。しかしながら、最近の報道を見ますと、やや話がおかしな方向に向かっているんじゃないかなと私は危惧しておるところであります。
特に、先般、地方分権改革推進会議で出された小委員長試案、そして昨日、小委員長試案をべーす。

スに出された三位一体改革の意見案によりますと、地方でできることは地方で、自主自立の地域社会から成る分権型システムの構築を目指すなど

としながら、具体的な中身になりますと、税源移譲は増税する時期今まで先送りとされているようであります。以前より、片山大臣でありますけれども、片山プランとして税源移譲の具体的な案が出されておるところであります。が、そういった記述は一切見られておりません。三位一体改革の一番重要な部分が欠けることになるわけで、これでは地方団体から到底納得できないとの声が上がつてくるのは、当然だと思っております。

言うぐらいですから、私なんか、とてもとてもわからないというふうな感じであります。いずれ、全国知事会あるいはまた地方六団体でありますけれども、この地方分権改革推進会議の意見書の原案撤回を求めておりまし、そしてまた、国と地方の役割分担に応じた税源移譲などによる地方税財源の充実強化、この三位一体の改革の基軸、これをしっかりとすべきだということでおりますので、よろしくお願ひいたしたいと思つております。

うに、國の財政が困っているから地方に出す金を減らそなんというのは、それはどこかの審議会議が言うのはいいけれども、地方分権改革推進会議は地方分権を進めるための会議ですから、地方の税財政基盤を強化するための会議が、その会議の趣旨に反することを言うのは大変困るんじやなと思うか、こういうふうに私は思っております。それは、頭の体操として、今の地方交付税を地方共同税と財政調整交付金にばらすというのはあるかもしれないけれども、これは、今までの地方交付税の歴史なり法的な位置づけからいうと、まことに成り立たないんですよ。地方共同税そのもののがわからない。

移譲の前に地方がますます課税自主権を活用すべきであるとの意見がありますけれども、これについて大臣の考え方をお聞きしたいと思います。

○片山国務大臣 今も課税自主権ということで、標準税率を超えて超過課税をやるとか、あるいは法律で決まつた以外の法定外普通税・目的税をつくるということは行われているんですよ。しかし、主要な税目は全部国と地方が押さえているんですよ、法律で、国税と地方税。残り物をやるんですから、正直言うと、もういいものはないんです。

この超過課税や法定外税で、実際には地方税收の一・四%だという。一・四%ですよ。だから、課税自主権を活用しろといつても、それはもう限度があるので。重立つた税目は全部そうでしょう。今は租税法定主義ですから、税金はできるだけ法律でと、こういうことでございまして、課税自主権を活用して拡充していくことは我々も賛成ですけれども、しかし、それには限度がある。やはり税源移譲なんです。そういうふうに考えておりま

い。山田昌太郎　分りとお咎めしましてかわいいと
も、昨年の骨太方針あるいは年末の閣議決定・了
解、いずれも三位一体でやるんですね。その三位
一体の中で、国と地方の税源の配分の見直し、税
源移譲というのがメーンなんですよ。それをやる
ために、あわせて国の補助金、負担金の整理合理
化や地方交付税の見直しもやろうと。そのメーン
がなくて、わき役だけ二つやるなんということは、
とともに改革の趣旨に反するんですよ。

先ほども言いましたが、そういうことを決めて
いるんですから、分権改革会議がそういう試案を
出すのはおかしいわけでありまして、そこで委員
等からもそういう指摘があり、関係者の反発もあ
りますて、修正案がきのうですか、小委員会に出
たようですが、この修正案がもつとよくわからな
い。修正案というのはよくするために出すんですね
けれども、よくなつたか悪くなつたかよくわから
ない。

介護保険あるいは景気対策、そしてまた最近ではSARSなどのそういう対策まで、国から要請される仕事はどんどんふえております。また一方で、地方政府が使えるお金はどんどん削る、税源は移譲しないでは、地方がやつていけるわけがありません。地方は今、大変重大な経済危機に直面しております。そしてまた、住民も、日々不安の中で何とかしのいでいるというのが現状であります。私の地元岩手でも、この分権会議の案を聞きまして、地方はこれからどうなるんだということであって、地方の方に大勢首長が押し寄せておるところあります。

そこで、地方分権会議における、地方交付税を解体し大幅に削減しようとするこの案でありますけれども、これは、総務大臣、どうお考えになりますか。

○ 黄川田委員 地方共同税は保留といふような形態ですか、そういうふうになつておりますけれども、そしてまた、分権會議の意見案では、課税自主権を活用すればいいのではないかというのであります。そんなことが果たして現実に可能なのか。先ほども申し上げましたとおり、今、大都市とは違つて、地方は大変な経済状況であります。今、増税するような経済状態にあるとはとても思えぬわけであります。そもそも小泉内閣の三位一体改革は、増税を念頭に置いた改革ではなかつたはずであります。そしてまた、私の地元も過疎地の市町村が多いわけでありますけれども、仮に増税しようとしたとしても、そのような税源はどこにもないわけであります。税源の乏しい地方では全く成り立たない議論ではないかと私は思つております。

○黄川田委員 いずれ、この課税自主権は必要な
わけでありますけれども、その税目がなかなか見
つからないし、安定した収取を確保できないとい
うのが現実だと思っております。

そしてまた、先ほど安住さんからお話をあり
ましたけれども、塩川財務大臣でありますけれど
も、一般、國から地方への権限移譲が進むことを
条件に、たゞ二税、酒税などの税源移譲を検討す
る、そういう考え方を示したわけであります。財
務省の方で、財務大臣が具体的な税目を挙げて地
方への移譲に触れたのは初めてではないかと思つ
ております。しかしながら、所得税や法人税など
基幹的な税源の移譲は考えていない、ということを
示唆したわけであります。そしてまた、権限の移
譲の進み方次第では来年度から税源移譲も検討し
ますよという考え方のようでありますけれども、
これに対する総務大臣の見解を求めておきたいと
思います。

そういうことでございまして、引き続きこれは、も議論をされると聞いておりまして、我々は、今まで、三つと一緒にして、しかも中心は税源移譲だ、こういうことでまとめていただこう、こういうふうに思っております。

そこで、地方分権会議における、地方交付税を解体し大幅に削減しようとするこの案でありますけれども、これは、総務大臣、どうお考えになりますか。

て、地方はこれからどうなるんだということで、会館の方に大勢首長が押し寄せておるところであります。

改革は、増税を念頭に置いた改革ではなかつたはずであります。そしてまた、私の地元も過疎地の市町村が多いわけでありますけれども、仮に増税しようとしたとしても、そのような税源はどこにもないわけであります。税源の乏しい地方では全く成り立たない議論ではないかと私は思つております。

そこで、この課税自主権の問題について、税源

基幹的な税源の移譲は考えていないことでも示唆したわけであります。そしてまた、権限の移譲の進み方次第では来年度から税源移譲も検討しますよという考え方のようでありますけれども、これに対する総務大臣の見解を求めておきたいと思ひます。

譲に言及する、税目を具体的に挙げる、私は、それは一定の前進だ、今までは全く受け付けなかつたんですから、そういう意味では前進だ、こう思つておりますが、あれで十分かどうか、これからいろいろな角度で議論しなきやいけません。

私の方は、先ほども申し上げましたが、地域に偏在性がなくて安定的な税として、所得税を個人住民税に移譲してもらう、それから消費税の配分を変える、こういうことを言っておりまして、そういうことについては今後十分に意見の調整をする、こういうことだらうと思いますし、財務大臣が言われたのが財務当局の考え方かどうか、なお検証する必要があると思つております。

○黄川田委員 一連の質問で、総務大臣、しつかりやつていただきたいと思つておりますけれども、いずれ、分権会議の考え方には私は本当に違和感を覚えておりますし、単純に、地方の自立をにしきの御旗に上げておつて、國の財政だけを考えて地方を切り捨てるというような考え方には、断固私は反対するものであります。

そしてまた、内閣に、国庫補助負担金の廃止縮減に向けた事務次官を中心とした検討の場をつくつておるわけでありますけれども、三位一体の入り口としてこの国庫補助負担金の見直しに取り組むことは、これは本当に正しい方向だと思っております。

そこで、二十六日には官邸で各省の事務次官による具体案づくりの一回目の協議をしたけれども、ほとんどが補助金見直しゼロ回答ということです。大臣は経済財政諮問会議のメンバーでもありますので、誤った方向に導かないようござひとも尽力を賜りたいわけありますけれども、大臣の決意をお願いいたしたいと思います。

○片山国務大臣 私の決意というより、そういうことをやろうといつて決めているんですから、骨太方針その他で。だから、それはそれでやるといふことです。こういうものは、締め切りをかけないとなかなか議論が熟してこないんですね。それから、今のように三位一体でやつていると

補助金はどうぞ削つてください、しかし後の財源の手当ではこれからですというのなら、それはその仕事をやれないということになつちやうから、各省庁だって、それは結構ですと言うわけにはなかなかいかないので、全体の三位一体の状況を見ながら各省も検討してもらえるんじやなかろうか、私はこう思つております。

○黄川田委員 また一方、最近公表されました地方制度調査会の地方財政改革のあり方についての意見によりますと、三位一体同時並行で進めることを基本に据えておると。同意見書では、税源移譲の進め方について、個人住民税や地方消費税を中心に、現在六対四の国税と地方税の割合を一対一にする方向で配分を見直すということを明記しております。

地制調と分権会議の意見の相違がここまで明白になったことで、この六月から本格化する経済財政諮問会議での検討作業は難航すると想定されるわけでありますけれども、大臣の認識はいかがでしょうか。

○片山国務大臣 地方制度調査会の方はもう意見がまとまりましたから、これはこれで決まつたんですが、改革会議の方はまだこれからなんですよ。そこで、二十六日には官邸で各省の事務次官による具体案づくりの一回目の協議をしたけれども、ほとんどが補助金見直しゼロ回答ということです。大臣は経済財政諮問会議のメンバーでもありますので、誤った方向に導かないようござひとも尽力を賜りたいわけありますけれども、大臣の決意をお願いいたしたいと思います。

○若松副大臣 まず、地方自治の本旨の重要な要素でございます团体自治の観点から、地方公共団体の自主組織権を尊重するということは大変重要でございまして、局部の法定制度の廃止は、この観点に立つておるところでございます。

一方、地方行政の推進の観点からは、地方公共団体の内部組織の編成に当たりましては、当該団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的になるものとされることが十分に配慮されなければいけない、こういう流れになつておりまして、法の第百五十八条第三項の届け出につきましては、まさにお尋ねの点でござりますが、地方行政の推進の観点から、総務大臣または都道府県知事が所要の情報を収集して、必要に応じて地方公共団体に提供するとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化の観点から適切な助言をさせていただく。

これは、例えば地方自治法第二百五十二条の十七の五、こういった規定がございますけれども、そのための、あくまでも、いわゆる契機である情報をお尋ねいたいと思います。

○黄川田委員 それでは、本題の地方自治法の改正の質疑にいたしたいと思ひます。

先ほども安住委員さんにお答えになつたわけでありますけれども、私が認めたものとお尋ねいたいと思います。

ありますけれども、私からも確認の意味で重ねてお尋ねいたしたいと思います。

まず、都道府県の部局数の法定制度の廃止についてであります。

この改正案の第百五十八条第三項では、地方公

共団体の長は、条例を制定、改廃したときは、都道府県にあつては総務大臣、そしてまた市町村にあつては都道府県知事に届けなければならないと

しておられます。

そこで、なぜ事後に届け出を必要とするのか。

そしてまた、地方分権を推進する観点からは、むしろこの事後届け出自体も廃止すべきではないのか。そしてまた、国と都道府県、都道府県と市町村という上意下達の風潮が清算し切れていないのではないか。そしてまた、地方に自主自立を求めるのであれば、やはり事後届け出も必要ないと私も思つておるわけなのでありますけれども、大臣の見解はいかがでしようか。副大臣、お願ひいたします。

○若松副大臣 まず、地方自治の本旨の重要な要素でございます团体自治の観点から、地方公共団体の自主組織権を尊重するということは大変重要でございまして、局部の法定制度の廃止は、この観点に立つておるところでございます。

そこで、初めに、今回、法改正に関しまして、公の施設の管理のあり方を見直すこととした理由について、総務省にお尋ねいたしたいと思います。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

今回の改正の趣旨についてのお尋ねでございますが、先生御指摘のとおり、公の施設というものは、住民に対してひとしくサービスを提供することを目的として設置されるものでございます。そのため、総務省にお尋ねいたいと思います。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

その適正な管理を確保することが不可欠でございます。そのため、現行法は、管理の委託先について、公共団体、公共的団体、それから政令で定める出資法人に限つているところでござります。

しかしながら、近年、一つは、住民のニーズが多様化いたしまして、それに効果的、効率的に対応するためには、民間の事業者のノウハウを広く活用することが有効であるというふうに考えられましたところでございます。また、二つ目は、公的主体以外の民間主体においても十分なサービスの提供能力が認められるものが増加しているというこ

また、各地方公共団体からも、先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、いろいろ要望が多いということでござりますので、公の施設の管理を當にしようということで今回の中改訂をお諮りしていただけるようにして、より効果的、効率的な運営ができるようになります。一般的の株式会社を含めた民間事業者に行わせることが可能になります。

○黄川田委員 では、残り時間も少ないので、あと一問だけ質問させていただきたいと思います。お話しのとおり、これまで地方自治法では、公の施設の管理は、公共団体、公共的団体、あるいはまた一定要件を満たす出資法人に限って委託されてきたということになりますけれども、この制度のもとに、地方公共団体では、外郭団体として文化振興事業団であるとかスポーツ振興公社といった第三セクターをつくり、公の施設の管理を委託する方法が広く行われてきたと思っております。

しかしながら、行政が直接に管理を行うのに比べまして民間の観点を取り入れることができるのはいつても、やはりまだ第三セクターでは役所仕事的な部分が残っているのではないかとの懸念もありますし、そしてまた、こういった外郭団体が地方の天下りの受け皿になつてているとの批判も聞こえるわけであります。

そこで、最後の質問でありますけれども、今回の改正是、行政改革、規制緩和の大きな流れの中に位置づけられるものと思つておりますが、今回の改正によりまして、住民と地方公共団体にとり、それぞれ具体的にどのようなメリットがあるのか、総務省にお尋ねをいたしたいと思います。

○島中政府参考人 お答えいたします。

住民と地方公共団体にとってどのようなメリットがあるかという御質問でございますが、まず地方公共団体について申し上げますと、指定管理者の指定に際しまして、普通は、複数の候補の中から、最も施設の稼働率の向上が見込まれるものと利用料収入の増加が見込まれるもの、それから経費の縮減が図られるような管理が実施されるも

のを選択することが可能になるということで、地方公共団体にとって、財政負担の軽減とか利用料金の引き下げなども期待できるところでございます。

また、住民にとりましては、今申し上げましたとおり、利用料金の引き下げが期待できるほか、民間経営者の発想が取り入れられることで、より多様で満足度の高いサービスの提供を受けることができるというふうに考えているところでございます。

○黄川田委員 今回の改訂が、住民サービスの向上と、そしてまた地方行政の推進につながるよう適切に運営をされることを望みまして、質問を終ります。

○佐藤(勉)委員長代理 ありがとうございます。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございます。先ほど来議論されております地方分権改革の問題について、当委員会の最重要課題の一つだと考えますので、委員長にお願いですが、一般質疑なのは集中審議をこの国会中にぜひしっかりと時間をとつてやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

○佐藤(勉)委員長代理 はい。理事会で協議をいたしました。

○春名委員 法案についての審議を行います。

部局の法定廃止については、遅きに失したぐらいであって、当然だと考えます。もう一つの指定管理者制度は問題が大きい。この点に絞つて議論をしていきたいと思います。

今度の法改正で指定管理者制度が導入をされ、委託の対象が、公共性を持たない、営利を目指すとする民間法人にまで拡大されます。純粹な民間団体が対象にしているのがあくまでも公の施設である、これを管理すると。

率直にお聞きをしますが、このもとで、その公の施設というのは公共性があるから公の施設なのであって、この公共性がいかに担保されるのか、これが最大の問題だらうと思います。この点につ

いて認識をお伺いしたいと思います。大臣、お願ひします。

○若松副大臣 御存じのように、小泉内閣は、国から地方へ、さらに官から民へということで、世界的にもこのアウトソーシングというのがやはり潮流になつていると理解しております。

そういう観点からこのような指定管理者制度を導入させていただいたわけですが、やはり大事なのは、住民に対してしっかりとといわゆる効率的な行政のサービスを提供し続ける、これが大事でありますので、この法律で義務づけているところでございます。

あわせて、条例によるそれぞれの地域の対応等も含めた議会の議決という手続もとつております。そこで、管理の基準は当然、条例で定めていただきまして、指定管理者につきましては、毎年度終了後、事業報告書を提出する、このよろづやの義務づけもさせておりますし、いずれにしても、一定の場合には地方公共団体からその指定管理者に対する必要な指示をする、かつ、指示に従わないときは指定の取り消しまたは業務の停止、こういった制度も幾重にも担保しているところでございます。

ただ、御理解いただきたいのは、いわゆる保有と運用というのが一体であるのがベストかどうかという大きな問題提起がこの法律の改訂にあろうかと思います。保有は地方公共団体にしても、運用面でもし効率化が図れるのであれば、今言つた指定管理者制度の活用はやはり大きな流れではないかと理解しております。

○春名委員 委員長にお願いですが、私は副大臣を呼んでいいんですね、大臣に答弁をしていただくと。

○佐藤(勉)委員長代理 はい。

○春名委員 自治行政局長も、私は質問をしていませんので、そのルールを守つてください、私の。きのうそのことははつきり言つてありますので、その点、明確にしておいていただきたい。

さて、今お話を出た点を議論していくといつもいますが、今まで曲がりなりにも自治体が出

資をする第三セクターまでを委託対象にしたわけです。つまり、自治体の関与を直接保証するという仕掛けを、九一年の改訂でもそのことは残したわけです。

その理由は、地方自治法の二百四十四条の一項で、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という）を設ける」。その「公の施設」は、住民の福祉を増進するために、住民の利用に供することを目的とする施設であると。「住民の福祉を増進する目的」というのは、広く住民の生活に不可欠の便益を直接提供するものであると解されると、地方自治法のコンメンタールなどではこういう解説が広くされているわけです。

だから、住民の生活に不可欠の便益を直接提供するものである、公の施設は。ですから第三セクターまで、自治体が出资する、そういう直接の関与を残すというのが今までの皆さんと考え方だったと思うし、公の施設であれば私はそれが当然だらうと思つんです。

今度こういう形で全く純粹の民間の法人がこの管理委託を引き受けるということになつて、住民生活に不可欠の便益を直接提供するというこの「公の施設」の責務が本当に果たせるのかどうか、自治体は住民にその点で責任が持てるのかどうか、このあたりがやはり大きな問題だらうと思うので、その点、重ねてお聞かせいただきたい。大臣にお願いします。

○片山国務大臣 最初は公だけというのを、第三セクターまで緩めたんですよ。しかしこれは、わざわざそのために第三セクターをつくつたりするんですね。そういうケースがあるんですよ、公の施設の管理委託をするために。そこで、民間にやらせてどこが悪いんだろうと。

ただ、今委員が心配のよろづやな点もありますから、法律上、平等に利用しなければならないとか、差別的取り扱いはいかぬということを法律で書いて、しかも、選定の手続もあるいは管理の基準も条例で決めて、どこにやらせるかは議会の議決を

経て、事後報告もとつて、いろいろなコンタクト一ル権もチェック権も残してやっているんですよ。その団体の住民の代表である議会がそれだけ関与して物を決めていく、それが地方自治ですよ。うちはこうやりたいと。やりたくないきや別にいいですよ、民間に委託せぬでもいいんだから。どうしてもうちは民間にやらせた方がプラスが多いとその団体が自分で選ぶんなら、やらせてどこが悪いのかな、そういうことですよ。

また、その方が料金が安くなったり、おもしろい多様なサービスが提供できたり仮にするとすればそれはいいので、それぞれの団体の選択の幅を拡大したわけでありまして、しかもこれは、あつちこつちから私個人がかなり要望されたんですよ。だからそれは、今、官から民へという時代でありますし、団体の皆さんのお言わることもわかりますと、そういうことでこういう改正案を出していただきましたので、ぜひ春名委員も御理解を賜りたいと思います。

○春名委員 住民のサービスの向上のためにこういう制度も設けるんだということを前提の認識として持つ必要があると私は思うんですね。先ほど御説明の中でも、とにかく財政が大変なので、公が管理をすれば効率的でないので、そこを解決するかのような認識が非常に強いんですけども、公の施設ですから、住民のサービスを維持し、福祉の増進を図るというところに最大の設置の目的があるのであって、その角度から見たときには、いわゆる民間と比べて効率性がない場合も出てくる可能性があるわけですよね。

しかし、問題は、住民サービスが向上するというが最大の目的であり、地方自治法の精神であると思うんですね。そういうものに資するということが基準である、この指定管理者制度を導入する際ですね。この点はいかがですか。

○片山国務大臣 住民のサービスの向上もいろいろな意味があるんですよ。例えば、むだがなくなつて安上がりになるということでも、その余ったといふのはおかしいんですが、出たお金はほかのものは、例えれば、利用料金制をとらないと、やはり何

に回せるんですから、効率化というのも住民サービスなんですよ。

ただし、我々は効率化のためにやるんじやないんですよ。それは、広い意味での住民の福祉選択のあれを与えて、民間にやらせたくないところは第三セクターか公でやつてもらえばいいんで選ばせた方がいいですよ。だから、いろいろな増進というんですかね、サービス向上というんでしょうか、効率化を含めて。そういうことのためにはやるので、それは、春名委員、それぞれの団体に選ばせた方がいいですよ。だから、いろいろな選択のあれをして、民間にやらせたくないところでやつて、地方公共団体の直営では限界のある多様なサービスが提供されているというふうに承知ですよ。

そういうことでございますので、そこは、全部これでやれなんと言つもりは全くないんです。制度として、そういう要望があるので選択肢を一つ加えた、こういうふうに御理解を賜りたいと思います。

○春名委員 その角度から少しお聞きしますが、九一年に、今お話が出た出資法人、第三セクターに公の施設を管理委託できるという仕組みを導入しましたね。九一年から今十二年たつていまして、このことによつて住民サービスがどのように向上したのか具体的に説明していただけますか。

○片山国務大臣 具体的なことは、自治行政局長

が詳しうござりますので、自治行政局長に答弁させます。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

具体的にメリットの例ということをございますので、私の方からお答えさせていただきます。

○片山国務大臣 自治法の規定によって利用料金制を導入している公の施設を管理委託している

これはちょっと古い数字ですが、十一年四月一日現在ですが、百十五団体ございます。利用料金制を導入している団体が百十五団体ございます。そのうち、いわゆる第三セクターに管理を委託して、この第三セクターが利用料金制をとっているのが五十四団体ということで、約半分が第三セクターを活用しているということをございます。

このような利用料金制をとっている公の施設では、例えれば、利用料金制をとらないと、やはり何

か行事をするときには費用がかかりますので、そのための補正予算等の措置を待つことになりますが、利用料金制をとっていますと、そのような補正予算等の措置を待つことなく企画展を弾力的に開催することができるなど、民間の発想を取り入れつつ、地方公共団体の直営では限界のある多様なサービスが提供されているというふうに承知しております。

今回の改正におきましても、これまでの経験を踏まえつつ、民間事業者の一層の活用を図る見地から、指定管理者制度の導入を図るものでござります。

○春名委員 利用料金制をとつていると柔軟になつて、それで取り組みがうまくいっているという、その程度の話かなと今聞いたわけです。

○春名委員 問題は、公共性の保持ということについて、この法案 改正案も含めてどう担保しているかといふことについて具体的に伺つていただきたいと思うんですね。

この条文で、公の施設の最終的な管理権限は自治体に担保されているのかどうか。この点、お聞かせいただきたい。

○片山国務大臣 代行させるんですね、指定管理者に。そういう意味では担保されている。担保といふか、留保されていると言つてもいいんじやないでしようかね。

○春名委員 留保されているとお話しにかかれども、今回の改正で、特に公権力の行使にかかる権限の移譲があるのかどうか。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

法律の解釈でございますので私の方からお答えしますが、公権力の行使を認めているのかどうか

○春名委員 今お話が出た、公物警察権は委託で

きない、それから使用料の強制徴収も委託できませんといふ話でしたら、これ以外にも管理といふことではたくさんあります。これはどうですか。

○春名委員 許可の取り消し、使用の中止、施設設備の点検、過料の賦課、不服申し立てに対する決定、こういうものは引き続き地方自治体に保有されているというふうに考えてよろしいですか。

○畠中政府参考人 先ほど御説明しましたように、

○春名委員 使う権限は指定管理者に代行させることができ

るといふふうにお答えしましたので、使用的の許可につきましては、定型的で権力性が薄い行政处分であるといふことから、条例の定

めることによって行わせることができるというふうにしているものでございます。

○春名委員 その際、適正な管理を確保するために、改正法

の二百四十四条の規定によりまして、正当な理由ないことだけだというふうに認識していいですね。

のない利用拒否とか不平等な取り扱いを直接この指定管理者に対しても禁ずるという改正をしておるところでございまして、また、使用許可の基準なども、指定管理者が行う管理の基準をあらかじめ条例で定めるというふうにしているところでございます。

○春名委員 今、使用許可という権限の行使は管

理受託者にできるというお話をですが、それ以外にはないと考えてよろしいですか。

いいですね、それで。

○島中政府参考人 お答えいたします。

許可の範囲内に入るものにつきましては指定管理者が代行することができるということでござります。

○春名委員 今これを詳しく聞いておりますのは、先ほどの山名委員の質問もあつたんですけれども、例えば、やはりリスクが出てくるわけですね。破綻をしますね、委託した管理者が。その際に、その負債をだれがかぶるのかということが具体的な問題になつてくるわけです。どう解決するのか。住民の負担は絶対ない、この制度がある以上、大丈夫ですというふうにはつきり言えるのかどうか。そういう点が具体的に権限との関係、権力との関係で出できますので、破綻した際の負債についてはだれがかぶるのか、どう解決するのか、住民負担は絶対ないのか、その法的根拠はどういうものか、このあたりを明確にしていただきたいのです。

○若松副大臣 よろしいですか。——先ほど山名質問に私が答えていただきましたので、春名委員の許可をいただいて答弁させていただきま

す。今御懸念につきましては、例えば第二百四十四条の二の十一項とか、そういうところに規定しているわけであります。が、いずれにしても、あくまでも、民間事業者に委託する場合には、行政から民間に対しお金を払うわけなんですね。そのお金を払う先の会社がつぶれた場合にはどうなるかという話なんですが、大事なのは、行政にとっては、その施設の、いわゆる行政サービスの提供を継続することが大事なんですね。そこにいかに行政がしっかりと関与していくか。そういう観点から、この法は、そういった破綻した民間事業者については直ちに指定を取り消して、そして直接、行政がしっかりと管理を行ふよう必要な措置をしなければいけない、このような法律体系になつておりますので、私は、そういう意味から、委員の御懸念の指摘には大丈夫では

ないか、そのように理解しております。

○春名委員 今の説明、ちょっとよくわからなく

て、済みません。要するに、サービスの提供が大前提で、必要なので、継続させるためには破綻処理を税金を投入してもあり得るという認識なの

か、そうではないのか。

それから、監査についてですけれども、自治体の監査は、当然、指定管理者に及ぶのかどうか。

この二点、明確にしてください。

○若松副大臣 先ほど申し上げました、まず、事業破綻した場合の民間事業者が負った負債、これはあくまでも民間事業の負債ですから、いわゆる

一般常識的にもそこまで行政は負う責任はない、これは御理解いただきたいと思います。

あわせて、では、その民間事業者に対する監査、これは、あくまでも、御存じの、例えば監査委員の範囲をどこまでいうのか、これは極めて監査委員のいわゆる能力なり、また関心度によつても大分違いますし、いずれにしても、それは当然、監査のある意味では対象になり得るものでございま

す。

さらに、包括外部監査も、いわゆる委託先といふんですか民間事業者、そういうところを特定してやろうと、そういうような監査になれば、おのずとしつかりとしたチェックが担保される、そのように理解しております。

○荒井(広)委員長代理退席、委員長着席 うんですか民間事業者、そういうところを特定してやろうと、そういうような監査になれば、おのずとしつかりとしたチェックが担保される、そのように理解しております。

○春名委員 次に、個別法との関係を聞いておきま

す。

今回の制度導入の対象になる公の施設で、その施設にかかる個別の法律が既に存在しているも

のが少なくなくあります。公立図書館を律する図書館法、公民館を律する社会教育法、上下水道、

地下鉄、バスなどの公営企業には公営企業法、こ

れらがあります。

先ほどの答弁でもありました、今回の地方自

治法の改正があつても、こうした施設を律してい

る個別法の規定が当然優先されるというふうに認

識しますが、それでよろしいですね。

○片山国務大臣 それは一般法と特別法、個別法の関係で、個別法の方が優先されます。

○春名委員 公民館について具体的にお聞きして

おきます。

公民館は社会教育法に規定をされております。

二十条で、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る、そして、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする、こういうふうになつています。そのため、二十三条で、専ら當利を目的として事業を行つて、特定の當利事務に公民館の名称を利用させて、その他當利事業を援助することはかたく禁止をされています。

ところが、私、こういう記事を、読売新聞に、

今度の改正をやれば公民館で学習塾ができるなん

という記事が出ているんですね。公民館で学習塾をやるというようなことを見込んでいたい自治体が

あるのかどうかは知りませんが、そういう要請を受けての法改正なのでしょうか。そうであるとすれば、社会教育法で言う目的と當利事業禁止といふ規定にこれは反することにならざるを得ないと

思ふんですが、そういうことはあり得ないと

思うんですが、そういうことはあり得ないと

ふうに認識していいでしょうか。これは、文部科

省にも来ていただいていますが、どちらでもどちらでもいいですよ。文部科学省。

○春名委員 それから、公立図書館についても一

点聞いておきたいと思います。

図書館法二章に公立図書館が規定されておりま

す。十七条では、「公立図書館は、入館料その他の

図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」とあります。この趣旨につい

て述べていただきたいのと、今回の指定管理者制

度が導入されても、当然ですけれども、この規定は変わるものではないということを確認しておきたいと思います。文部科学省。

○春名委員 それから、公立図書館についても一

点聞いておきたいと思います。

図書館は、図書館法によりまして、図書等の資

料を収集、整理、保存をして、一般公衆の利用に供し、その教養等に資することを目的とした施設

でございまして、委員御指摘になりましたよう

な、こういった目的にかんがみまして、特に図書館法

十一条で、入館料等に係る無償規定が設けられて

いるところでございます。

今回の指定管理者制度の導入に伴いまして、先

ほど来申し上げておりますように、図書館として

の目的、性格が変わるものではございませんし、

また、先ほど來の仕組みの中に、こういった制度

上におきましても図書館法の規定の趣旨が引き続

き担保できるのではないか、こういうふうに考えておるところでございます。

○春名委員 時間が参りました。最後に一言申し上げて終わります。

今、学校給食とか保育所などの民間委託がかな

条例によりまして、業務の具体的範囲でありますとか、使用制限の要件といった管理の基準を定めるとともに、指定管理者の指定に際しましては議会の議決を得る、あるいは地方公共団体の指示に従わないときには指定の取り消しを行うことがで

きる、こういったいろいろな仕組みが整えられて

いるわけでありまして、私ども、制度上におきましても社会教育法の規定の趣旨が引き続き担保されていく、こういうふうに考えております。

個別の事例につきましては承知をいたしております。

○片山国務大臣 それから、公立図書館につけて

おきます。

公民館は社会教育法に規定をされております。

二十条で、実際生活に即する教育、学術及び文化

に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、

健康の増進、情操の純化を図る、そして、生活文

化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的

とする、こういうふうになつています。そのため、

二十三条で、専ら當利を目的として事業を行つて、

特定の當利事務に公民館の名称を利用して、そ

の他當利事業を援助することはかたく禁止をされ

ております。

ところが、私、こういう記事を、読売新聞に、

今度の改正をやれば公民館で学習塾ができるなん

という記事が出ているんですね。公民館で学習塾をやるというようなことを見込んでいたい自治体が

あるのかどうかは知りませんが、そういう要請を受けての法改正なのでしょうか。そうであるとすれば、社会教育法で言う目的と當利事業禁止といふ規定にこれは反することにならざるを得ないと

思ふんですが、そういうことはあり得ないと

ふうに認識していいでしょうか。これは、文部科

省にも来ていただいていますが、どちらでもどちらでもいいですよ。文部科学省。

○春名委員 それから、公立図書館についても一

点聞いておきたいと思います。

図書館は、図書館法によりまして、図書等の資

料を収集、整理、保存をして、一般公衆の利用に供し、その教養等に資することを目的とした施設

でございまして、委員御指摘になりましたよう

な、こういった目的にかんがみまして、特に図書館法

十一条で、入館料等に係る無償規定が設けられて

いるところでございます。

今回の指定管理者制度の導入に伴いまして、先

ほど来申し上げておりますように、図書館として

の目的、性格が変わるものではございませんし、

また、先ほど來の仕組みの中に、こういった制度

上におきましても図書館法の規定の趣旨が引き続

き担保できるのではないか、こういうふうに考えておるところでございます。

り進んでいまして、その中で、住民の間から、やはり安全の問題、安心の問題、非常に大きな問題になっています。それから、自治体の責任があるまいになっている問題、住民のチエックが入らなくなると、各地で非常に大きな問題が起こつているわけです。

今回の指定管理者制度は、その流れを促進していくものにならざるを得ないと私は思つんですね。公の施設ですから、営利本位の民間法人をわざわざ参入させることには私は賛成できないなどということを改めて申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○遠藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党・市民連合の重野安正です。私は、指定管理者制度に限つて質問したいと思います。

地方自治法百四十九条七号によりますと、地方公共団体の長は、「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」とされ、二百四十四条の二の三項では、公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を出資法人または公共団体もしくは公共的団体に委託することができる、このようになります。

この規定があるにもかかわらず、今回、指定管理者、つまり、民間事業者、団体にも契約によって管理を拡大することができる、こういうことになるわけですねけれども、その積極的な理由は何か。これがまず第一点であります。

それから、二〇〇二年の七月二十三日の総合規制改革会議の中間とりまとめによりますと、公の施設の管理に関する現行規定は、地方公共団体及び地方公共団体出資の法人等に限定するものではなく、広く民間へ委託することを許容していると述べています。さらに、同年十二月十二日の第二次答申によりますと、この公の施設の管理について、料金決定と收受は委託できないとしつつ、それ以外については広く民間へ委託することは可能であ

ることを直ちに地方公共団体に周知徹底すべきである、こういうまとめをしているわけであります。これに対しまして、同年十月三十日の地方分権改革推進会議による「事務・事業の在り方に關する意見」は、この問題については、受託者の範囲を民間事業者まで拡大すると述べているにすぎません。

ん。

いづれにいたしましても、内閣の諮問機関である総合規制改革会議が、現行地方自治法二百四十四条の解釈について誤解があるから周知徹底せよ、つまり、これまでの解釈は事実上誤りである、は極めて異常なことだと私は受けとめるわけであります。このような法解釈は、これまでのいろいろな解釈の中にも全く見られなかつたことと認識をしております。例えば、自治省の事務次官を務めました松本さんの「逐条地方自治法」を読んでみますと、このような解釈は片りんすら見られません。

地方自治法の所管大臣として、この総合規制改革会議の解釈をどのように受けとめ、またそれを認めになつておるのか、これが二点。

さらに、もし総合規制改革会議の中間とりまとめや二次答申の解釈がまかり通るとするならば、公の施設の管理に関する今回の改正は、私は基本的に必要ないのではないか。これでは、今回の法改正は指定管理者に金を注ぎ込むことが目的となるふうな形で扱われる法律にしてはならぬといふふうに思つんでますが、まず、以上三点について大臣の見解をお聞かせください。

○片山国務大臣 今回は、民間事業者や団体にも契約じゃなくて指定行為によって管理を委託す

る、こういうことでございまして、これは、いろいろな多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、民間の事業者の持つておるノウハウを利用することもいのではないか、その方がおもしろく、しかも、場合によつては安上がりにできるというようなことも考えられるので、

先ほども言いましたが、団体によつてそうしたいというところにはそれを認めてやる仕組みをつくったというのが今回の改正でございます。

それから、総合規制改革会議のこの文章は、よくわからぬところがありますけれども、こういうことなんですね。今委託は、例えば清掃や警備、給食だとか、事実行為の委託は契約でやつているんですよ、管理行為じやなくて。例えば清掃をやるとか、ガードマンで警備をやるとか、給食をやるとか、これは事実行為ですかね。それは民間に契約で外注している。これは事実行為ですからやつてもいいので、私は、そういうことをもつとやれという趣旨のことと言つてあるんじゃないとか。

こういう指定管理行為みたいなことについては、やはり法律の根拠は要るわけですから。今回は、そういう事実行為でない外部委託もできる、こういう制度に道を開くわけございまして、このところはちょっとこの文章が私はよくわからなんですよ。そういうことでございまして、ぜひそういうふうに御理解いただきたい。

三点目は、重野委員、大体今の答弁で入つてますか、三点目も。

○遠藤委員長 おおむね入つています。

○片山国務大臣 以上であります。

○重野委員 今お尋ねいたしますと、九割強がもう既に委託されているという実態があるわけですね。そうなると、先ほど私が申し上げましたように、なおさら、今新たにこういう制度をつくるその目的と申しますが、それは那辺にありや、こういうふうにやはり聞かなきやなりませんね。今そうでないという状態であれば、いざ知らず、現に私も、私の地元の自治体、実態はそうだというふうに受けとめていますし、それをさらにそういうふうに変えなきやならぬという積極的理由というのが、住民の側から見て積極的理由というのがどこにあるんですか。

○重野委員 それは聞きますが、公の施設について、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは公共団体もしくは公共的団体に委託している、そういうものが一体どれだけあるのか、都道府県あるいは市町村別に示していただきたい。それから、そのうち利用料金を徴収しているものがどれだけあるのか、その実態を示していただきたい。

○島中政府参考人 お答えいたします。

○遠藤委員長 おおむね入つてます。

○片山国務大臣 以上であります。

○重野委員 今お尋ねいたしますと、九割強がもう既に委託されているという実態があるわけですね。そうなると、先ほど私が申し上げましたように、なおさら、今新たにこういう制度をつくるその目的と申しますが、それは那辺にありや、こういうふうにやはり聞かなきやなりませんね。今そうでないという状態であれば、いざ知らず、現に私も、私の地元の自治体、実態はそうだというふうに受けとめていますし、それをさらにそういうふうに変えなきやならぬという積極的理由というのが、住民の側から見て積極的理由というのがどこにあるんですか。

○島中政府参考人 ちょっと私の御説明が舌足らずで、誤解を生じたらおわび申し上げますが、私が御説明いたしましたのは、九割と申し上げましたのは、業務の委託も含めた数字でございますので、九割が管理委託、すべて管理委託しているという意味ではございません。

それから、この管理委託につきましては、大臣

きまして実態を調査しているところでございます。

十四年十二月現在の都道府県、政令指定都市の状況について御説明いたしますと、先ほども申しましたように、管理委託に限つたものではございませんが、調査の結果では、まず都道府県において運営事務の委託を実施しているということが調査の結果、判明しております。

次に、利用料金制につきましては、これは十一年の四月一日現在で、ちょっと古い数字でございますが、都道府県におきましては、三十一都道府県、百三十一の施設、それから市町村におきましては、八百五十三市町村、三千二百七の施設でこの利用料金制が採用されておるところでございま

も先ほど御答弁をしましたように、第三セクターまでに限られておりますので、今回民間事業者にも対象を広げるということで、先ほど大臣もお答えしたようなメリットが生ずるということが期待されるというふうに考えております。

○重野委員 確認しますけれども、今は各県、市町村ともに、例えば運動公園の場合にはそういう協会みたいなのをつくって、そこに年間何がしかの補助金を出して、そして運営を委託している、こういう形です。

そうすると、今あなた方が提案しているこの形は、もうこの委託者、いわゆる法人に、法人といふか管理者に、指定管理者に全部、例えはある運動競技場、サッカーフィールドとか、それを委託した場合には、自治体は一切金を出さない、これは全部いわゆる委託を受けたその業者に任せれる、こういう形になるんですか。一切自治体はその運営面において、財政面においても関与しない、関係ない、

○島中政府参考人 お答えいたします。
施設につきましては、この管理の代行制度を利用して、いただいて、地方公共団体がより少ない経費で住民の福祉の増進を図ることができるようになるものもありますし、また、施設によりましては全然利用料金も取れない、また取ることが不適当だというところもありますので、そういうところにつきましては、先ほど申し上げましたように、委託料ということで支払って、そのコストを賄うということにならうかというふうに考えております。

○重野委員 原則的な話になりますけれども、そ

個々の施設によって異なってくると思われま

す。例えば、施設によって、利用料金では当然べ

いらないというところもあるうかと思思います

で、そういうところは、委託する場合に委託料と

いうものが地方団体から受託先に支払われるとい

うことにならうかと思います。また、利用料金制

をとつて、利用料金でペイするというようなこ

とは、その委託料というのも支払う必要がないと

いうところもあるうかというふうに考えます。

個々の施設によってそこは違つてくるというこ

とで、全く団体が支払わない、委託先に何も支払

わないということにはならないというふうに考

えております。

○重野委員 そうすると、同じ自治体が運営して

いるいろいろな施設によって、ある施設は公費は

一切支出しません、ある施設は公費を負担する、

こういう形になるんですね。それを積極的に説得

する理由はありますか。何ゆえにそういう形にな

るのか。そうすると、ある公的施設の本来の目的、

図られるような管理が実施されるものを選択する

ことによりまして、財政負担の軽減とか利用料金の引き下げなんかも期待できるというふうに考えます。

○重野委員 まず利用料金が下がるということを最初に言つたわけですけれども、民間に任せれば利

用料金が下がるというのが固定観念みたいな言い方がされています。例えば最初は、それまでよ

りか安い価格で設定します。しかし、だんだんな

れてくることによつて、気がついたら以前の方が利用料金が安かつたということだつてこれは間々

あることだと思うんですよ。だから僕は、観念的に、これをやつたら利用料金が下がるんだという

ことを断定的に言つてるのはいかがなものかと思ひますけれども、その点どうですか。

〔委員長退席、荒井（広）委員長代理着席〕

○島中政府参考人 私、決して、断定的に必ず利

用料金が下がるんだということを申し上げたつもりはございませんで、私が申し上げた趣旨は、民

間経営者のノウハウを活用することによって、よ

り質の高いサービスが提供される、それによって利用者の増加が見込まれて、たくさん来るよう

なる、役所がやつているときよりかたくさんの利

用者が見込まれる、それによって利用料金が低廉化するということが大いに期待できるんじやなか

ろうかということを申し上げたつもりでございま

す。

○重野委員 それではちょっと視点を変えまして、

下げが期待できるということのほか、民間経営者

の発想が取り入れられますので、例えば、より多

くありますが、先ほどもちょっと御答弁申し上げ

ましたが、住民にとりましては、利用料金の引き

下げができるということが考えられます。例えば、体育馆、プールを民間のフィットネス事業者に管理さ

せることによって、より満足度の高いトレーニン

グプログラムなどが提供されるということが考え

られるんじゃないかというふうに想定されます。

一方、地方公共団体にとりましては、複数の候

補の中から最も施設の稼働率の高いものや、利用

料収入の増加を見込めるもの、また経費の縮減が

そうすると、そういう制度的枠組みがある中で、

いわゆる決まる指定管理者がどれほど参入できる

キヤバシティーといいますか範囲はあるのかとい

う点、その見通しについてどのように考えておら

れますか。

○若松副大臣 この法律が施行されると指定管

理者制度の活用が期待されるところが、今申し上

げました、いわゆる都市公園法があるわけであり

ますが、都市公園、さらには社会教育法ですか、

公民館、特に、地方自治体におきましては公民館

が大変多いんですね。

これに対して、実は私どもの選挙区では、北埼

市が公民館特区というのを申請しまして、いわゆ

ることは指定管理者ではなくて、住民の皆様に

やつていただき、実はこの方がお金がかからない

んですね。こういうような発想をやはりもつと

もつと活用していただきたい。

そういうふうに考えますと、指定管理者制度の

改正だけではなくて、もつともつと住民を活用す

るという、私はもつと広い意味のこの法律改正の

活用というものを検討していただきたいと考えて

おります。

○重野委員 いや、それもそうだと思いますが、

そこで、聞いたのは、この法律をつくっていく過

程の中で、これをつくった場合に大体どれくらい

の地域あるいは施設に、いうところの指定管理者

が参入していくのかな、そういう想定というのか

目算というのか、そんなものも当然議論の中で出

ていると思うんですね。そこら辺はどのように見

ているんですか。

○島中政府参考人 若松副大臣が今お答えになり

ましたが、ちょっと補足的に御説明申し上げます

と、先ほど先生から、道路、都市公園、学校、公

共下水道、公民館等々はできないんじやないかと

いう御指摘がございましたけれども、道路とか学

校、公民共下水道については、先生の御指摘のとお

り、個々の法律で管理主体を地方公共団体に限つ

ておりますので、この指定管理者に管理させるこ

とはできませんが、都市公園それから公民館につ

きましては、その活用が可能ということと承知しております。

それから、どのくらい見込めるのかという御質問でございますが、ちょっと定量的に把握したものがございませんが、先ほど副大臣も御答弁申し上げましたように、特区制度に関しまして、かなりの地方公共団体から、第三セクター以外の民間の事業者にもその対象を拡大してほしいという要望が多ございまして、これは図書館とか学校とか等よりも要望としては含んでおりました。公園等もございました。

それで、大臣の御指摘もございまして、個々の自治体ごとにこぼこがあつてはいかぬということで、今回この地方自治法の改正をお諮りしている一つの契機ということで、かなりの団体、ちょっと幾つの団体か、資料がございますが、かなり多くの団体から特区制度に関してそういう御要望が出てることは事実でございます。

〔荒井(広)委員長代理退席、委員長着席〕
○若松副大臣 委員の今の御質問は、恐らく定量的にどのくらいあるのかという答弁を期待されているのだと思いますので、そういう観点から、この指定管理者制度が利用できる大所として、例えば保育所がございますね。これは平成十二年度ですが、全国二万三千六百五カ所ございます。さらには老人ホームですね、これにつきましても、やはり十二年度六千八百三十五カ所ございます。それと公立文化施設、これにつきましては、例えば県民会館、市民会館等なんですが、これが全国三十三十九施設、図書館ですと二千六百二十施設、さらには博物館は六百四十四施設、このほかにも公立体育館等ございまして、かなりの利用が見込まれると考えております。

○重野委員 もう時間が来ました。まだまだたくさん用意しておつたんですけども、通告していそこまで行かずにはいけなく思います。いずれにいたしましても、私は、自治体と自治体住民がどう向き合うか、その自治体住民に対するサービスというのは、これはもう自治体の本務

であります。その部分が結果として何か遠いところに行つてしまふ、こういうことについては非常に強い懸念を持つております。そういう点を強調しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○遠藤委員長 次に、金子善次郎君。

先週の二十三日でございますけれども、構想が発表されました。これは、今の中小企業を取り巻く金融情勢、そうした観点から、私は、今の流れの中で出てきている、都立として都がやることが最高のやり方かはどうかはともかくいたしまして、いわゆる中小企業を取り巻く状況の中で一つの望まれる方向性が出てるんではないかと。まだ詳しい中身は発表されておりませんので、今後 待つところ大でありますけれども。

一方におきまして、さきの質疑でも出ておりましたけれども、官による民業圧迫のおそれとか、いろいろなとらえ方もあるわけでございますが、地方公共団体がこうした分野に乗り出す、政府系の金融機関もあるわけでございますけれども、その点につきまして大臣の基本的な認識をお伺いしておきたいと思います。

○片山国務大臣 石原知事さんのお考えを正確に聞いたわけでもありませんし、どうとかというこ

とを私も詳細に知つてないわけではありませんけれども、今の金融の中でも中小企業金融等について、はなお不備がある、無担保融資みたいなものを新しい信用力を創出して手当すべきではないか、こういうお考へで、東京都が中心になつて出資する銀行をつくろうと。

ただ、地方自治法その他の法律で、それはできないということは一切書いておりませんので、あとは、先ほど申し上げましたが、銀行法を初めとする関係法令に基づいて所要の手続をとつて、所管官庁においてこれは適切な審査、対応をして、結論が出るものだと。

十六年度中につくろう、こういうことのようですね。十六年度中というとまだ二年近くあるわけですが、まずはけれども、だから、それはそれで、都知事が発想され、都議会もそれを承認し、都民の皆さんもそれを支持するんなら、私はそれは一向構わないのではないかと。

ただ、こういうことは初めてですからね。だから、それは初めてとしてはやはりそれなりの対応が要る。民間の金融機関や既存の政府系金融機関との役割分担や、費用対効果や、うまくいかないときには税金を取ることになると困るわけでありますから、そういうことについて十分な検討をしていただく、都民の皆さんにも情報を提供していく、その上でしっかりと意味のある銀行をつくるというなら、それはまさに地方自治の一つのあり方ではないか、こういうふうに思っているわけであります。

○吉田大臣政務官 お答えをいたします。

きょうの質疑の中で、東京都は別格であるような大臣の発言もちょっとあつたわけでございますけれども、恐らくこの動きは全国的な動きに拡大する可能性もないとは言えない。そういう意味で、総務省といたしましても、この明確な判断というものを準備された方がいいんではないか、このよう

う思います。

今、社会情勢からかんがみまして、経済状況も見て、それぞれの自治体の長あるいは議会、少しでも住民の利得になるように、幸せになるようにということで運営されるわけでありますので、その点については心配ないかな、こう思いますけれども、ただ、最小のコストで最大の効果を上げるといつ守っていきたいという意味で、今般の改正で、当該地方団体の事務及び事業が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないという、地方自治法第百五十八条第二項で規定したのもそれのことから、このようになつております。

そして、総務省としては、各都道府県が今回の法律改正の趣旨を十分に御理解いただいて、そして、地方行政の観点を十分に踏まえて、多様な行政需要に的確かつ機動的に対処できる行政組織を編成されるようについて期待をしていきたいため、このように考えております。

○金子(善)委員 また、ただいまの御答弁に関連してございますが、先般、地方制度調査会が中

第一類第二号

総務委員会議録第十五号

平成十五年五月二十七日

平成十五年六月四日印刷

平成十五年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P